

愛川町観光キャラクター「あいちゃん」の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛川町観光キャラクター「あいちゃん」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用基準)

第2条 キャラクターは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 愛川町(以下「町」という。)の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 自己の商標若しくは意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあるとき。
- (5) その他町長が使用について適当でないと認めるとき。

(使用申請等)

第3条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ愛川町観光キャラクター「あいちゃん」使用承認申請書(第1号様式。以下「使用承認申請書」という。)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 町が業務のため使用するとき。
- (2) 町立小学校及び中学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他町長が認めるとき。

(使用承認等)

第4条 町長は、前条の規定により使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に愛川町観光キャラクター「あいちゃん」使用(変更)承認通知書(第2号様式。以下「使用承認通知書」という。)により通知するものとする。この場合において、町長は、使用条件を付することができる。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に愛川町観光キャラクター「あいちゃん」使用(変更)不承認通知書(第3号様式。

以下「使用不承認通知書」という。)により通知するものとする。

(使用承認期間等)

第5条 使用承認期間は、承認日から起算して2年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。

2 前項に規定する使用承認期間が終了し、再度使用承認を受けようとする者は、第3条の規定により使用承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 キャラクターの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、町長が付した使用条件に従うこと。

(2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 愛川町観光キャラクター「あいちゃん」デザイン使用マニュアル(以下「マニュアル」という。)に基づき、使用すること。

(4) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

(5) キャラクターには、マニュアルのロゴマークを付記すること。ただし、スペース等の関係によりロゴマークを付記することが困難な場合は、「©愛川町」の付記をもって代えることができる。

(6) 前号の規定にかかわらず、ロゴマーク又は「©愛川町」を付記することが困難な場合は、町長が認めた表記方法とすること。

(7) キャラクターを使用して作成し、又は製造する物件(以下「使用物件」という。)は、完成後、速やかに町長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。

(8) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(承認内容の変更)

第8条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ愛川町観光キャラクター「あいちゃん」使用変更承認申請書(第4号様式。以下「使用変更承認申請書」という。)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により使用変更承認申請書の提出があった場合、その内容を審査し、変更を承認するときは、使用者に使用承認通知書により通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により審査の結果、変更を承認しないときは、申請者に使用不承認通知書により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第9条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。

(2) 申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に愛川町観光キャラクター「あいちゃん」使用承認取消書(第5号様式。以下「使用承認取消書」という。)により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日以後、使用物件を使用してはならない。

4 町長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、使用物件の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第10条 前条の規定によりキャラクターの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、町はその責めを負わない。

2 使用者がキャラクターの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、町は、損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。